

第1章 計画の考え方

1 計画の基本理念

我が国は、長期の人口減少過程に入っており、世界で最も高い高齢化率となっています。このような大きな時代変化を乗り越え、真に豊かで活力のある社会を構築していくためには、その前提として、国民全ての願いである安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要となります。

妙高市は、妙高を想う人と豊かな自然のつながりを大切にし、全ての生命が輝き、真の豊かさを実感でき、安心して生命を育むことができる「生命地域の創造」を基本理念に掲げ、まちづくりを推進しています。交通事故のない社会は、一朝一夕に実現できるものではありませんが、安全で安全な社会を実現していくために欠くことのできない要素となります。

人口減少や高齢化、グローバル化の進展など市民生活を取り巻く環境が変化する中、交通安全対策を効果的に推進するためには、安全で安心して移動することができる実効性のある対策を計画的、重点的に実施していく必要があります。

第11次妙高市交通安全計画は、人命尊重の理念に立ち、人を優先する交通安全意識の普及啓発を図るため、関係団体及び行政機関が連携して施策を推進するとともに、市民の参加・協働による主体的な交通安全活動を展開し、悲惨な交通事故を根絶するために策定するものです。

<第11次妙高市交通安全計画におけるSDGsの取組み>



施策：交通事故死者数ゼロの実現



【目標（ゴール）3】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

【具体的な目標（ターゲット）3.6】

2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる

2 計画の性格・期間等

- (1) この計画は、妙高市交通安全対策会議が、新潟県交通安全計画に基づき策定するもので、策定にあたっては妙高市の実情を勘案し、第3次妙高市総合計画との整合を図り作成しました。
- (2) この計画は、妙高市における陸上交通の安全に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、妙高市と関係機関・団体等が実施する施策の大綱を定めたものです。
- (3) この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、具体的な事業計画については、毎年度この計画に基づき「妙高市交通安全実施計画」を策定します。

第2章 交通事故の現状

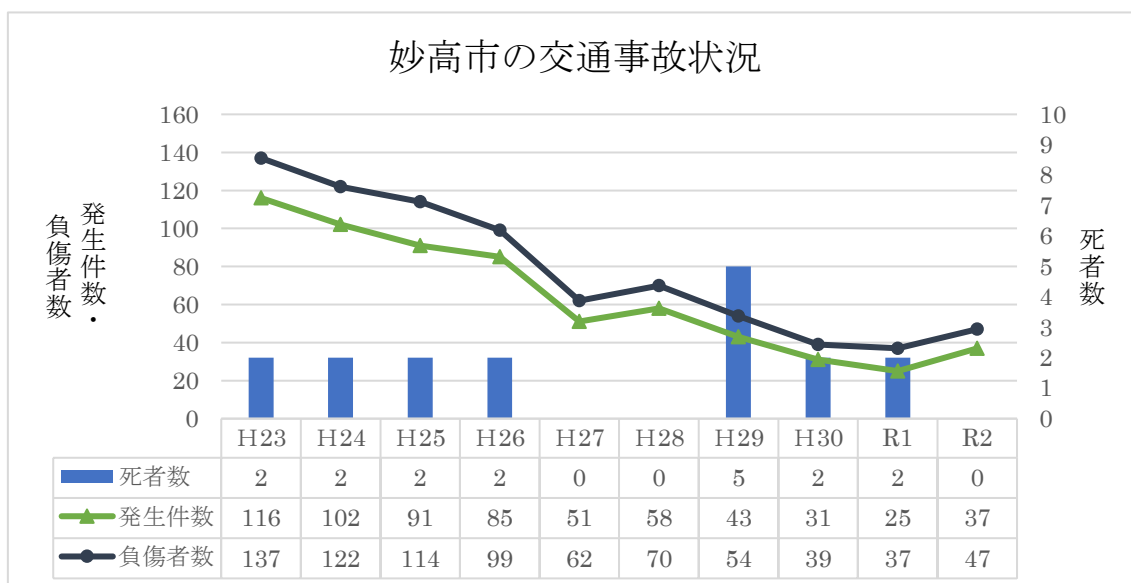
1 道路交通事故

(1) 交通事故の発生状況

新潟県内の交通事故死者数^{※1}は、昭和47年の444人をピークとして、昭和60年には179人まで減少しましたが、平成4年には17年ぶりに300人を超えました。その後減少傾向を続け、平成27年には昭和31年以来59年ぶりに100人を下回りました。

妙高市の交通事故の発生状況は、平成23年以降減少傾向が続き平成27年、平成28年には2年連続で死者数0人を達成しました。その後も、交通事故発生件数、負傷者数は減少を続け、平成30年には発生件数50件、負傷者数50人を下回る結果となりました。

【妙高市の交通事故状況】



(2) 交通事故の特徴

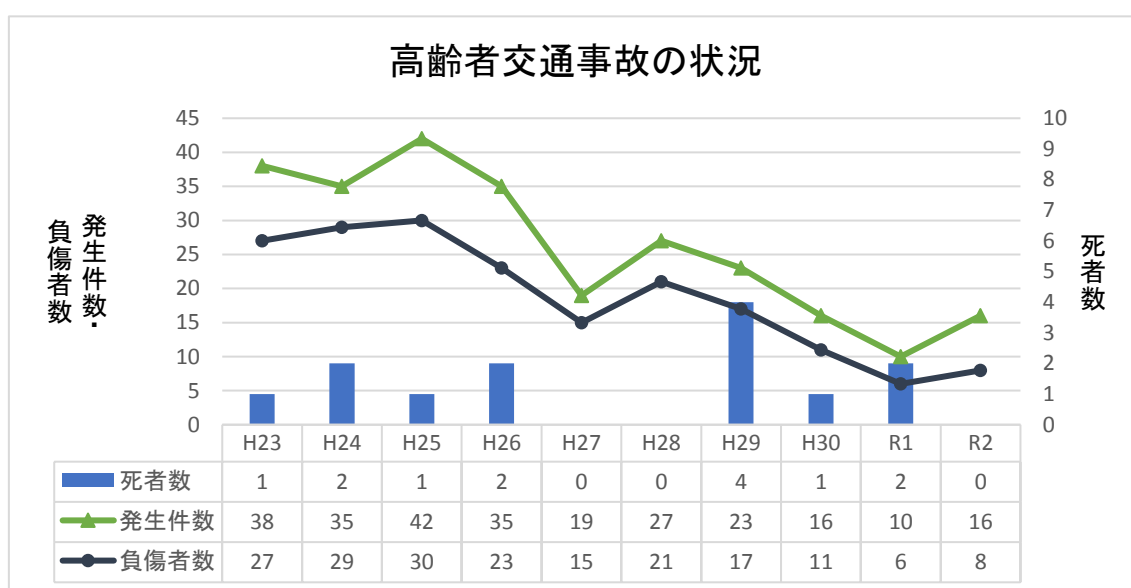
妙高市でも少子高齢化が進んでいるため、子どもや高校生、若者事故は年々減少傾向にあります。高齢者事故も、全事故件数の減少に伴い、減少傾向にあります。割合は約4割で依然として高い割合を占めています。

※1 交通事故発生から24時間以内に死亡した人の数

【妙高市の事故種類別発生件数】

区 分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年
子ども事故※ ²	4	3	3	2	4	2
高校生事故※ ³	2	2	1	0	1	1
若者事故※ ⁴	8	7	5	5	3	2
高齢者事故※ ⁵	19	27	23	16	10	16
飲酒事故	1	1	0	1	0	0
交差点事故	24	31	23	16	8	20
県外者事故	5	10	7	1	2	6

【妙高市の高齢者交通事故状況】



2 踏切事故

妙高市では、近年、踏切事故※⁶の発生はありません。

しかし、踏切事故は、発生した場合の被害がきわめて大きいことから、今後も安全対策を図っていく必要があります。

- ※2 中学生以下の子どもが関係した事故
- ※3 高校生（夜間の定時制の生徒を除く）が関係した事故
- ※4 年齢が16歳から24歳までの者が、原付以上の車両を運転中に第1当事者（当該交通事故における過失が重い者。過失が同程度の場合は人身損傷程度が軽い者）となった事故
- ※5 年齢が65歳以上の者が関係した事故
- ※6 列車事故のうち、踏切道において、列車または車両が道路を通行する人や車両等と衝突、接触した事故

第3章 交通安全計画における目標と課題

1 第11次交通安全計画の目標

●令和7年までの各年で交通事故死者数ゼロを目指します。

妙高市における近年の交通死亡事故件数は、平成27年から平成28年にかけて交通死亡事故件数ゼロ、交通事故発生件数も100件以下を達成しましたが、平成29年から令和元年にかけて死亡事故が発生し、目標は達成できませんでした。

今後も引き続き人命尊重の理念に立ち、交通事故による死傷者数を抑止し、市民を交通事故の脅威から守るため、以下の施策を関係機関・団体や地域と連携して着実に推進し、計画期間中の各年で「交通事故死者数ゼロ」を目標とします。

2 重点課題

(1) 高齢者の交通事故防止

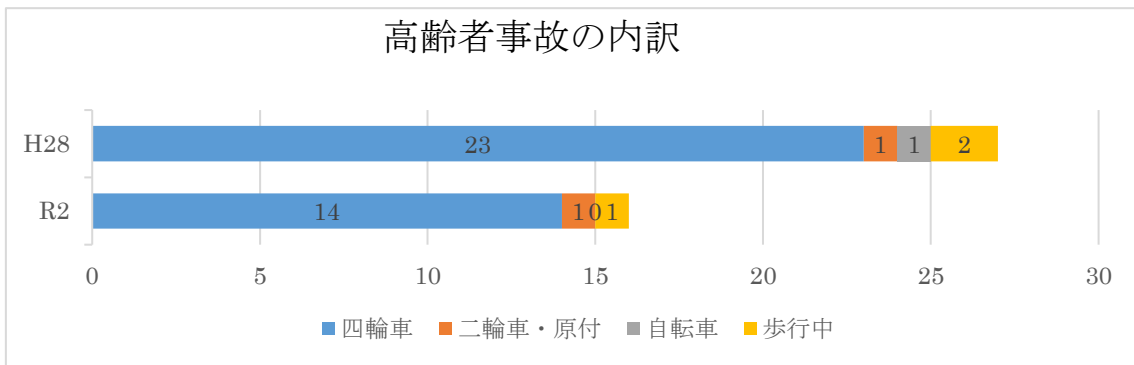
妙高市の総人口に占める65歳以上の割合は、令和元年度末時点で36.1%であり、新潟県32.3%、全国28.4%(いずれも令和元年10月)と比べて高齢化率が高い状況にあります。

今後もさらに高齢化が進むことを踏まえ、高齢者が安全にかつ安心して外出や移動ができるような交通社会の形成が必要です。

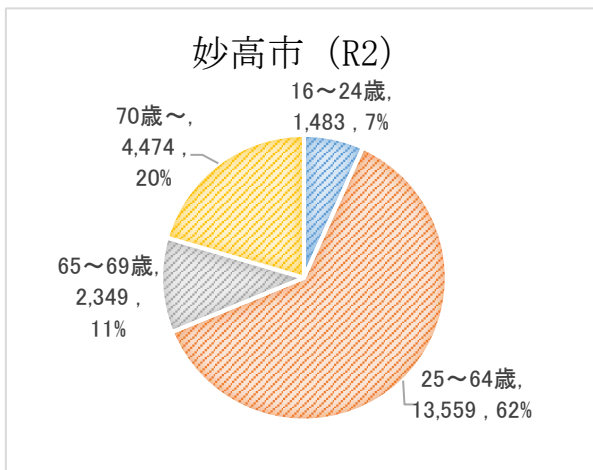
また、令和2年11月末における65歳以上の運転免許保有率は59.9%で、免許保有者全体の31.2%を占めており、令和2年の交通事故全体件数37件のうち、高齢者加害事故は14件で37.8%を占めています。

今後も加齢に伴う身体機能や判断力等の低下が予測される高齢運転者の増加が見込まれることから、高齢者が事故を起こさないようにするため、運転技能の低下を自覚できる体験型の交通安全教育を進めるとともに、事故多発箇所等の道路標識の高輝度化や免許返納制度の周知、免許更新時の認知機能検査や高齢者講習の必要性などを周知していく必要があります。

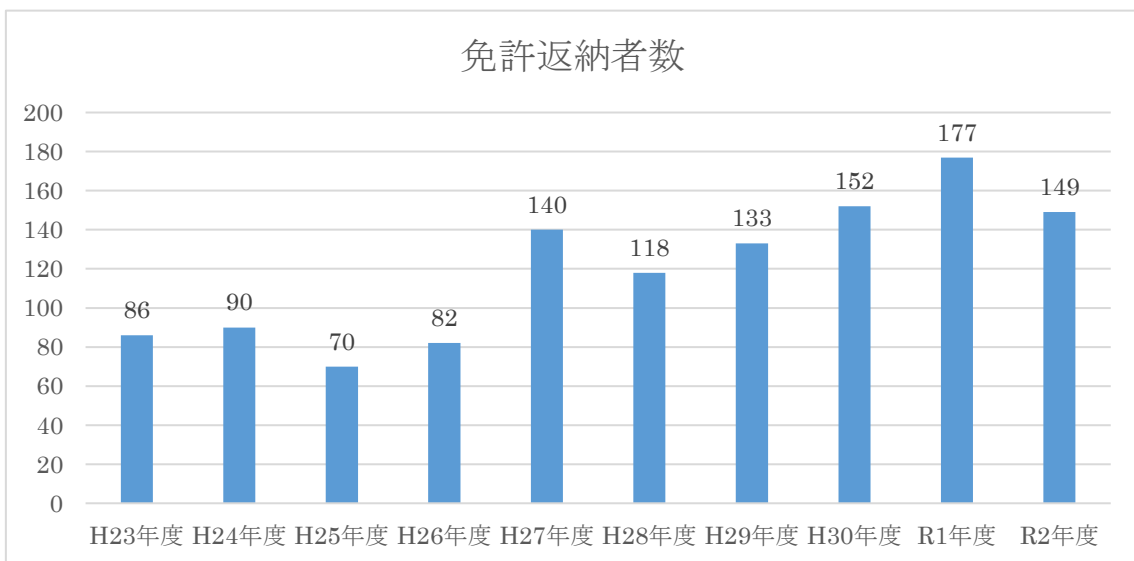
【妙高市の高齢者事故原因別発生状況】



【年齢別自動車運転免許保有者数】



【妙高市の免許返納者数】



※妙高地区交通安全協会に免許返納をした者（全年齢）

(2) 歩行者及び自転車の安全確保

歩行中の事故は減少してきていますが、横断歩道において自動車が一時停止しない等、歩行者優先の意識は未だ浸透していません。運転者に対して歩行者優先意識の醸成及び安全速度の励行を呼びかけることで歩行者及び自転車の安全確保を図る必要があります。

また、高齢者や子どもに多く発生している歩行中や自転車乗用中の交通事故の根絶に向けて、家庭や地域、学校等と連携し、指導・広報・啓発活動を一層推進し、交通ルールやマナーの遵守及び事故を未然に防ぐ交通行動など、交通安全意識の高揚を図ることも重要です。

【妙高市における歩行者及び自転車の交通事故発生状況】

区 分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年
事故全体数	51	58	43	31	25	37
歩行者・自転車事故数	9	9	10	7	9	6
うち歩行者	4	7	7	4	7	6
うち自転車	5	2	3	3	2	0
割合	17.6%	15.5%	23.3%	22.6%	36.0%	16.2%

(3) シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

運転席及び助手席におけるシートベルトの着用率は高い水準にあるものの、後部座席やチャイルドシートの使用率は依然として低いことから、着用効果及び正しい着用について理解を深め、実践を促進するため、指導・広報・啓発活動をより積極的に展開するとともに、交通安全教育を一層推進し、シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底を図る必要があります。

【一般道におけるシートベルト着用率（新潟県）】 ()内は全国の数値

区 分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年
運転席	98.1(98.4)	98.2(98.5)	98.6(98.6)	99.1(98.8)	99.2(98.8)	99.2(99.0)
助手席	93.9(94.6)	93.9(94.9)	94.1(95.2)	96.6(95.9)	96.3(95.9)	97.2(96.5)
後部座席	42.8(35.1)	43.7(36.0)	49.7(36.4)	54.1(38.0)	51.9(39.2)	51.3(40.3)

【一般道におけるチャイルドシート使用率（新潟県）】 ()内は全国の数値

区 分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年
新潟県	45.3(62.7)	49.0(64.2)	52.3(64.1)	63.3(66.2)	62.8(70.5)	- (-)

※R2 年はコロナ禍のため調査未実施

(4) 飲酒運転の根絶

県内では依然として飲酒運転に起因する交通事故及び違反が後を絶ちません。飲酒運転の根絶に向けて、積極的な広報・啓発活動を展開することにより、運転者に飲酒運転の危険性・責任の重大性を認識させるとともに、家庭や職場など、地域が一体となって飲酒運転の根絶を目指す必要があります。

【妙高市】

()内は新潟県の数値

区 分	H27 年	H28 年	H29 年	H30 年	R1 年	R2 年
発生件数	1 (66)	1 (71)	0 (64)	1 (51)	0 (40)	0 (43)
死者数	0 (5)	0 (2)	0 (4)	0 (4)	0 (6)	0 (4)
負傷者数	2 (78)	1 (91)	0 (85)	2 (66)	0 (52)	0 (59)

(5) 冬期間の交通事故防止

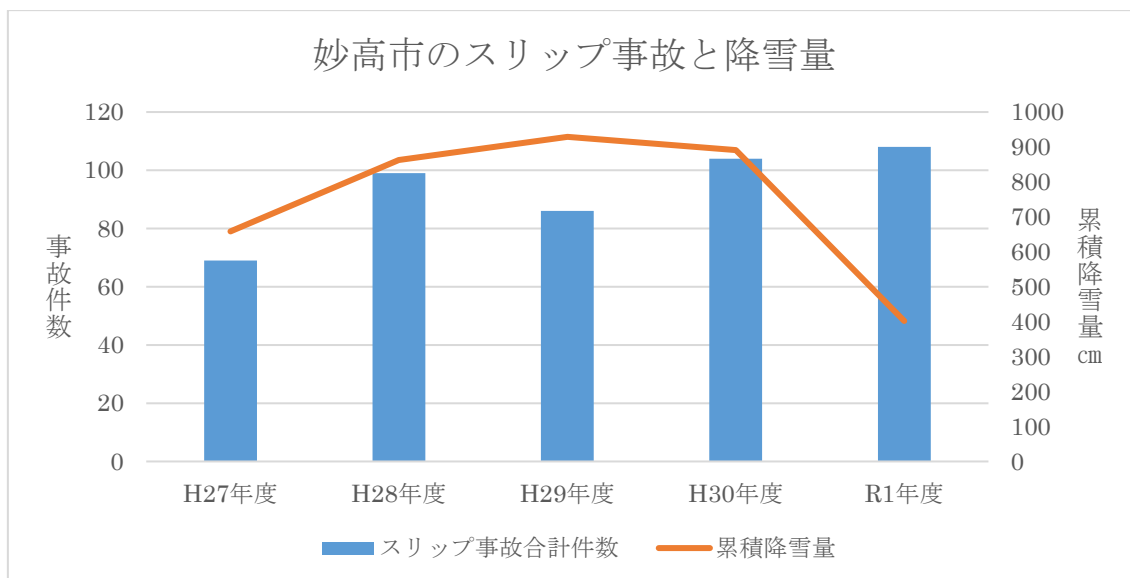
冬期間の安全な道路交通の確保とスリップ等の事故防止は重要な課題です。スリップ事故は、必ずしも降雪量に比例するものではなく、適正な道路除雪の実施により、歩行者や自動車の安全な道路環境を確保することが大切です。また、多くのスキー場等を有していることから、市外からの来訪者に配慮し、道路状況や安全走行などの情報提供に努める必要があります。

【妙高市におけるスリップ事故の状況】

※12～3月の集計

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
人身事故	発生件数	3	1	4	0	4
	死者数	0	0	0	0	0
	傷者数	4	5	4	0	7
物損事故件数		66	98	82	104	104
スリップ事故合計件数		69	99	86	104	108
累積降雪量 (cm)		658	863	929	891	402

※累積降雪量は、気象庁の観測地（関山）のデータ



※重点課題解決に向けた施策は第4章に掲載

3 その他の分野別課題

交通事故発生件数の減少とともに、事故発生後の適切な対応や環境に配慮した運転の推進を目指し、次の事項に対処するための施策を推進していきます。

- (1) 交通安全意識の普及徹底
- (2) 道路交通環境の整備
- (3) 道路交通秩序の維持
- (4) 救助・救急活動の充実
- (5) 交通事故被害者支援の推進

※分野別課題解決に向けた施策は第5章に掲載

第4章 重点課題解決に向けた施策

第1節 高齢者の交通事故防止

1 教育・啓発の推進

(1) 高齢者に対する交通安全教育の充実

ア. 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

…加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者及び自転車の危険行動を認識することで自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、歩行環境シミュレーターや運転適性検査車等の交通安全教育資機材の活用や安全運転サポート車^{※7}等に搭載される先進安全技術の体験など、参加・体験・実践型交通安全教育の推進を図ります。

(妙高警察署・市・交通安全協会・老人クラブ連合会)

イ. 夜光反射材の普及促進

…関係機関・団体と連携し夜光反射材用品の普及促進に取り組むほか、夜光反射材の視認性効果の実験等による参加・体験・実践型教育により、夜光反射材や各種反射用品の自発的な活用の促進に取り組めます。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

ウ. 電動車いす利用者に対する交通安全教育

…高齢者の社会参加の手段として電動車いすが普及してきていることから、電動車いすの安全利用、マナー向上のための継続的な交通安全教育を推進します。

(妙高警察署・市・交通安全協会・老人クラブ連合会)

エ. 高齢者による県民運動参加の促進

…高齢者が自ら参加して「事故にあわない、起こさない」意識を醸成する「いきいきクラブ・チャレンジ100」等の県民運動への参加を促進します。

(新潟県・市・交通安全協会・老人クラブ連合会)

※7 衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術でドライバーの安全運転を支援してくれる車

オ. 交通安全指導員及び高齢者交通安全推進員との連携

…交通安全指導員、高齢者交通安全推進員に対し、研修機会を提供するとともに、高齢者の特性に応じた安全教育と交通安全意識の普及啓発を図ります。

(新潟県・市)

(2) 高齢運転者対策の充実

ア. 高齢者講習の充実

…関係機関や自動車教習所等と連携した高齢運転者教室の開催により、受講機会の拡大を図るとともに、その自発的な受講の促進に努めます。

(妙高警察署・市・交通安全協会・自動車教習所)

イ. 改正道路交通法の周知

…75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入や申請により対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの限定条件付き免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）が令和4年6月までに施行されることから、これらの制度の周知に努めます。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

ウ. 高齢者支援策の推進

…自動車の運転に不安を有する高齢者等が免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関が連携し、運転経歴証明書制度^{※8}について周知するとともに、自主返納者に対するバス・タクシー利用券の交付制度を継続し、返納促進に向けた支援を行います。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

(3) 地域及び家庭における交通安全運動の推進

ア. 参加型の交通安全運動の充実・発展

…各季交通安全運動等の実施にあたっては、事前に運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く市民に周知することにより、参加型の交通安全運動等の充実を図ります。また、交通ボランティア活動の活性化を図るため、地域における若い世代の参加を促進します。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

※8 申請による運転免許の取消し（自主返納）、または運転免許を失効した者が、運転免許証に代わる公的な本人確認書類となる運転経歴証明書の交付を受けることができる制度

イ. 「交通安全家庭の日」の周知

…「交通安全は家庭から」をテーマに県が制定した毎月10日の「交通安全家庭の日」を広く市民に周知し、家庭における交通安全意識の高揚を図ります。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

ウ. 重点としての積極的取り組み

…「高齢者の交通事故防止」を運動の重点として積極的に取り上げ、街頭での指導や高齢者宅への戸別訪問を実施するなど、広く市民に周知するとともに、関係機関・団体・地域住民等が一体となって、高齢者の交通事故防止に取り組みます。

(新潟県・妙高警察署・市・交通安全協会)

(4) 安全意識・保護意識の啓発強化

ア. ライト早め点灯運動等の推進

…夕暮れから夜間にかけて歩行中の高齢者が交通事故に遭う危険が高まることから、運転者に対しライトの早め点灯の呼びかけや上向き・下向きのこまめな切り替えによる前方の安全確認と歩行者保護意識を高める運転について推進を図ります。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

イ. 高齢者マークをつけた車両に対する保護意識の醸成

…70歳以上の運転者は、身体機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがあることから、高齢者マークを付けて自動車を運転するよう広報啓発を図ります。また、高齢者マークを付けた車両に対する市民の保護意識を高めるように努めます。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

ウ. 安全速度の励行と定着化

…規制速度の範囲内であっても、道路や交通の状況、天候や視界などを考慮して、交通事故が発生しない安全な速度で走行するという「安全速度」の正しい理解と定着化が図られるよう、交通安全教育及び各種媒体を活用した広報啓発に努めます。

(妙高警察署・市)

エ. 安全運転サポート車の普及促進

…ペダルの踏み間違い等運転操作ミス等に起因する高齢運転者による事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者が自ら運転する場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及を促進します。

(妙高警察署・市)

オ. 高齢者の交通事故防止のための広報

…高齢者自身の安全意識の醸成と高齢者の保護意識を強化するため、高齢者の交通事故の特徴等を幅広く広報します。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

2 道路・交通安全施設等の整備

(1) 高齢者等の安全・安心な歩行空間の整備

…高齢者等（高齢者、障がい者、妊産婦その他の者で、日常生活又は社会生活において行動上制限を受けているもの）の円滑な社会参加を実現するため、関係法令等（バリアフリー法^{※9}や新潟県福祉のまちづくり条例^{※10}）に基づき、公共施設等（官公庁、公共交通機関の施設、病院等）周辺の歩道や交通安全施設等の整備により、歩行空間のユニバーサルデザイン化^{※11}と歩車道分離化を推進します。

(北陸地方整備局・新潟県・市)

(2) 高齢者の視点を活かした道路整備

…安全な道路交通環境の整備にあたっては、道路を利用する人の視点を活かすことが重要であることから、高齢者をはじめとした地域住民や道路利用者からの意見・要望等を取り入れ、関係機関による必要性の検討を行ったうえで施設整備を行います。

(北陸地方整備局・新潟県・市)

※9 「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進と地域における重点的、一体的なバリアフリー化等を定めた法律

※10 新潟県が高齢者、障害者等が地域社会で安全かつ快適に自由に活動できるようにために定めた条例

※11 すべての人々に対し、その年齢や能力の違いに関わらず、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインのこと

第2節 歩行者及び自転車の安全確保

1 教育・啓発の推進

(1) 自転車の安全利用の推進

…「自転車安全利用五則」^{※12}を活用し、自転車が道路を通行する場合の車両としてのルールや、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。

また、自転車は、歩行者と衝突した場合には、加害者になることもあることから、交通参加者^{※13}としての十分な自覚・責任が求められるという意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者になった場合の備えとして損害賠償責任保険等への加入促進に努めます。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

(2) 効果的な交通安全教育の推進

…各年齢層に応じた参加・体験・実践型交通安全教育を実施し、受講者が安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、各年齢層の特徴を捉えた効果的な交通安全教育を積極的に実施します。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

(3) 交通安全運動を通じた意識啓発

…各季の交通安全運動の実施にあたっては、事前に運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について広く市民に周知することにより、参加型の交通安全運動等の充実を図ります。さらに、効果的な運動を推進するため、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故は身近なものであり、その防止が重要であることを認識してもらうための運動を展開します。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

※12 自転車に乗るときに守るべき交通ルールをわかりやすく伝えるため、特に重要なものを5つにまとめた基本的なルール

※13 運転者だけでなく交通社会に参加するすべての人

(4) 広報・普及活動の強化

ア. 歩行者や自転車の交通ルールについて理解を深めるため、交通安全の広報にあたっては、あらゆる広報媒体を活用するほか、家庭、学校、地域等と一体となったキャンペーンを推進し、効果的な広報を実施します。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

イ. 自転車利用者の交通ルール遵守及びマナー、夜間における灯火の点灯・夜光反射材の取付、幼児用ヘルメット着用等の安全利用に関する広報啓発活動を強化します。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

ウ. 横断歩道において歩行者が渡ろうとしている場面で、自動車が一時停止しない等、横断歩行者等妨害にあたる違反について、広報媒体の活用や運転免許証の更新時などの機会等を利用して、運転者に対する歩行者優先意識を醸成するための啓発活動を徹底します。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

2 歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境整備

(1) 歩行空間の整備・改良

…ユニバーサルデザイン化された歩道の整備、信号機のLED化、道路標識の高輝度化など、道路管理者と公安委員会が一体となった交通安全施設等の整備・改良を推進します。

(北陸地方整備局・新潟県・妙高警察署・市)

(2) 通学路等の歩道整備等の推進

…歩道の整備に限らず、路肩のカラー舗装や防護柵設置等の簡易な方法による整備、生活道路での物理的な速度低減や進入抑制を図る対策等を講じることにより、安全・安心な歩行空間ネットワークを創出します。特に、学校や認定こども園・保育園に通う児童の通行の安全を確保するため、通学路等の歩行空間の整備を積極的に推進します。

(北陸地方整備局・新潟県・市・交通安全協会)

3 交通指導取締りの強化

…横断歩道において歩行者が渡ろうとしている場面での自動車の一時不停止による横断歩行者等妨害行為や、狭い道路での速度違反による歩行者等の安全を脅かす行為等について、街頭における交通指導取締りを徹底します。

(妙高警察署)

第3節 シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

1 後部座席を含めたすべての座席における着用意識の普及啓発

(1) 交通安全教育を通じた着用意識の啓発

…認定こども園や保育園、地域で実施される交通安全教室等において、各世代に対し、自動車の特性に関する理解を深めてもらうとともに、自動車乗車中に交通事故が発生した場合のシートベルト及びチャイルドシートの被害軽減効果を理解させ、特に着用率の低い後部座席も含めた全座席において乗員全員が正しく着用できるよう意識啓発を図ります。

(妙高警察署・交通安全協会・市・認定こども園・保育園)

(2) 交通安全運動での重点的取り組みの推進と効果的な広報の実施

…交通安全運動において、シートベルト全座席着用及びチャイルドシート使用徹底について、あらゆる広報媒体を活用するほか、家庭、学校、地域等と一体となったキャンペーンを推進し、効果的な広報を実施します。

(新潟県・妙高警察署・市・交通安全協会)

(3) 運転従事者、事業者に対する安全講習及び指導の推進

…安全運転管理者等に対する講習を通じ、交通事故の実態や交通法規の改正内容等の情報を提供し、運転者の資質及び安全意識の向上を図るとともに、事業所内においてシートベルト全席着用の徹底をはじめとする安全運転管理が適切に行われるよう指導を行います。

(妙高警察署・交通安全協会)

2 交通指導取締りの強化

…シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る違反について、街頭における交通指導取締りを徹底します。

(妙高警察署)

第4節 飲酒運転の根絶

1 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

(1) 広報・普及活動の強化

…飲酒運転の危険性の周知及び飲酒運転の根絶意識の高揚を図るため、交通安全教育の場や各季の交通安全運動等において重点的に指導するとともに、あらゆる広報媒体を活用するほか、家庭、職場、地域、来訪者等にも呼びかけ、効果的な広報・普及に努めます。

また、飲酒をした本人以外に対する飲酒運転周辺者三罪（車両提供、酒類提供、同乗）の周知や酒類提供飲食店等に対し、ハンドルキーパー運動^{※14}の普及啓発、自動車運転代行の活用についても広報を行い、飲酒運転根絶の意識を広げていきます。

（妙高警察署・市・交通安全協会・商工会議所・商工会・飲食店組合）

2 交通指導取締りの強化

…飲酒及び酒気帯び運転にかかる違反については、街頭における交通指導取締りを徹底します。

（妙高警察署）

第5節 冬期間の交通事故防止

1 教育・啓発の推進

(1) 交通安全教育を通じた雪道の交通安全

ア. 雪道での交通安全に関する知識の普及啓発

…積雪や路面凍結など、夏場とはまったく異なる交通環境となることから、交通安全教育の場を通じ、雪道の交通安全についての知識の普及啓発に努めます。

（妙高警察署・市・交通安全協会）

イ. 学校等における雪道の交通安全教育

…降雪時における自転車・二輪車使用の危険性や路面状況、降雪・積雪状況に応じた安全確保等について、指導教育を行います。

（妙高警察署・市・交通安全協会・学校）

※14 自動車で飲食店に行き飲酒する場合、飲まない人（ハンドルキーパー）を決めるという、飲酒運転事故の防止を目的とした運動

(2) 交通安全運動を通じた意識啓発

…冬の交通事故防止運動等の機会を捉え、降雪時の走行にあたっては余裕のある行動とゆとりある運転を心がけるよう、広報活動による意識啓発を図ります。

(新潟県・妙高警察署・市・交通安全協会)

2 道路環境の整備

(1) 適正な道路除雪の実施と消融雪施設の維持管理

…冬期の安全な道路交通を確保するため、適時適正な除雪や凍結防止剤の散布を実施するとともに、消融雪設備の機能維持に努めます。

(北陸地方整備局・新潟県・市)

(2) 迅速・適正な歩道除雪の実施

…通学や通勤など通行量が多い歩道を中心に歩道除雪を実施し、歩行空間の確保を図ります。

(北陸地方整備局・新潟県・市)

3 安全運転のための情報提供

…道路利用者に対し安全で円滑な交通確保と状況に応じて適切な措置を取れるように、インターネットや、妙高高原インターチェンジ、妙高サービスエリア及び道の駅あらい等において、事故等の緊急情報や気象、通行規制、雪道等の情報を提供し、事故の未然防止及び軽減を図ります。

(北陸地方整備局・新潟県・市)

第5章 分野別課題解決に向けた施策

第1節 交通安全意識の普及啓発

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

…人命尊重の理念のもとに、交通安全のきまりを理解し、安全に行動できる習慣や態度の育成を図るため、幼児から高齢者にいたる各段階において、体系的な交通安全教育と普及啓発活動を推進します。

(妙高警察署・市・交通安全協会・認定こども園・保育園・学校)

【各段階における交通安全教育目標】

	目 標
幼 児	・交通ルールやマナーを守る習慣や態度を習得させ、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を身につける。
小学生	・歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得する。 ・道路交通における危険の予測及び回避により、自らの生命を守るために必要な能力、意識、態度を育成する。
中学生	・自転車の特性と安全な利用、危険の予測と回避、道路標識の意味について理解を深め、実践的な実技指導等により安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得する。
高校生	・自転車及び二輪車の特性と安全な利用、交通事故の防止、応急手当について理解を深め、社会人として必要な知識、態度、交通マナーの向上を図る。
成 人	・運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を図る。 ・(保護者) 幼児を同乗させる場合のチャイルドシートの使用や13歳未満の子どもに対する自転車用ヘルメット着用の努力義務など、子どもや家族への交通ルールの伝達等、家庭における指導・教育の重要性を認識し、交通安全意識啓発の手本となるための知識等を身につける。
高齢者	第4章 重点課題解決に向けた施策 第1節 高齢者の交通事故防止 1(1)に同じ
外国人	・外国人を雇用する使用者等を通じ、外国人の講習会等への参加を促すほか、来訪する外国人の多い地域でのパトロールの実施等、基本的な交通安全意識の啓発や我が国の交通ルールに関する知識の普及に努める。

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

ア. 横断歩行者の安全確保

…信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図り、運転者に対して横断する意志を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(妙高警察署・市・交通安全協会・老人クラブ連合会)

イ. 各季における交通安全運動の推進

…春・秋の全国交通安全運動及び夏・冬の交通事故防止運動において、地域住民及び関係機関・団体が一体となった街頭指導や巡回広報活動等を実施することで交通安全意識の普及・浸透を図ります。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

ウ. 悪質・危険な運転の根絶に向けた広報啓発活動等の推進

…妨害運転や飲酒運転、ながら運転等の悪質・危険な運転を根絶するため、事故実態や危険性等を広く周知し、違反の防止を図ります。

(妙高警察署・市・交通安全協会)

エ. その他の普及啓発活動の推進

…県民交通安全フェアや交通安全功労者、優良運転者等の表彰事業を通して、地域における活動を奨励・促進し、交通安全意識の高揚を図ります。

(新潟県・妙高警察署・市・交通安全協会)

3 効果的な交通安全教育の推進

…地域や学校等で開催する交通安全教室において、開催目的に応じた教材や資料を用いて講義・実技を行うことで、参加者への交通安全教育の徹底を図るとともに、指導者(交通安全指導員、保育士等)を対象とする研修会等の情報提供を行うことにより、指導者の資質向上を図ります。

(市・交通安全協会)

- 4 地域社会における交通安全意識の高揚
- …交通安全意識の高揚と安全運転の習慣づけを促すため、運転者を対象とした100日間無事故・無違反を目指す「安全運転・チャレンジ100」への取り組みを促進します。
- (新潟県・市・交通安全協会)

第2節 道路交通環境の整備

- 1 安全に通行できる道路整備の推進
- …通園・通学路における歩車道の分離、歩道のユニバーサルデザイン化、道路標識の高輝度化、交差点の改良、冬期間でも安全通行できる道路幅員及び除排雪機能の確保等、安全に通行できる道路整備を推進します。
- (北陸地方整備局・新潟県・市)
- 2 交通安全施設の整備と適正な維持管理の推進
- …事故発生状況、地区からの要望等に基づき、道路管理者、警察署、市等関係機関が調査・検討し、危険度及び緊急度を勘案して必要な交通安全施設の整備を行うとともに、設置後の適正な維持管理を行います。
- 新潟県公安委員会が設置・管理するもの
 - …信号機・横断歩道・一時停止標示等
 - 道路管理者が設置・管理するもの
 - …カーブミラー・車両用防護柵(ガードパイプ・ガードレール)・外側線・街路灯等
- (北陸地方整備局・新潟県・妙高警察署・市)
- 3 高齢者等の移動手段の確保・充実
- …地域公共交通のマスタープランとなる「妙高市地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図ります。
- (市・交通事業者)
- 4 道路占用等の適正化
- …道路占用の許可にあたっては、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、道路交通の支障になる不法占用物件の排除、道路工事等の道路使用については事業者に対する指導の徹底を図り、円滑かつ安全な交通を確保します。
- (北陸地方整備局・新潟県・妙高警察署・市)

5 災害に備えた道路交通環境の整備

ア. 災害時の道路交通確保と交通規制

…災害時には、救援活動や物資輸送等を行うことができるよう、緊急輸送道路の迅速な確保を行うとともに、これらの交通を妨げないよう、一般車両の交通規制等を迅速かつ的確に実施します。

(北陸地方整備局・新潟県・妙高警察署・市)

イ. 災害時の適切な情報収集・提供のための体制整備と強化

…災害発生時に道路の被災状況や道路交通情報を迅速かつ的確に把握するための情報収集や提供体制の整備・強化を図ります。

(北陸地方整備局・新潟県・妙高警察署・市)

ウ. 道路管理者間の連絡体制の整備

…災害時においては、国、県、市等、道路管理者相互の情報連絡体制を強化し、道路ネットワーク全体の情報共有化を図ります。

(北陸地方整備局・新潟県・妙高警察署・市)

6 事故防止対策の推進（重大事故続発の場合等の緊急対応）

…市内において多数の死傷者を生じた事故や、短期間に連続的に同一地域内で重大事故が発生した場合には緊急対策会議を開催し、事故原因の調査・分析等を実施するとともに、その結果に基づき現場付近の交通規制の見直し、安全施設の整備、交通指導取締り等の強化、事故防止啓発活動等の対策を講じます。

(北陸地方整備局・新潟県・妙高警察署・交通安全協会・市)

7 その他の道路交通環境の整備

ア. 地域の状況に応じた安全確保

…冬期の円滑な道路環境を確保するため、路面状況に応じて適時適切な除雪や凍結防止剤散布の実施、消融雪施設等の整備を図るとともに、歩行者が安全に通行できるよう、歩道除雪などによる歩行空間の確保を図ります。

(北陸地方整備局・新潟県・市)

イ. 市民との協働による交通安全の推進

…交通安全施設の整備等については、地域住民の意見・要望を把握し、道路交通実態及び必要性を十分考慮したうえで整備を推進します。

また、道路整備計画等においては、日常的に利用している人の意見を活かすことができるような体制を構築します。

(北陸地方整備局・新潟県・市)

第3節 道路交通秩序の維持

1 駐車秩序の確立

…公共の場所における自転車等の放置を防止するとともに、駐輪場内の長期駐輪や放置自転車を減少させ、駐輪場の適正な利用を図るため、自転車利用者への啓発や自転車の整理・撤去等を推進します。

また、冬期間の道路の通行及び除排雪作業を安全かつ適正に実施できるように、除雪等の支障になる違法駐車の取締りや指導強化に努めます。

(妙高警察署・市)

2 交通指導取締りの強化

…飲酒運転や妨害運転、横断歩行者の妨害など重大事故に直結しやすい違反をはじめ様々な交通違反に対して安全・安心な交通を確保するため、交通の実態や地域の特性に応じた交通指導取締りを強化し、交通事故の未然防止を図ります。

(妙高警察署)

第4節 救助・救急活動の充実

1 応急手当の普及・啓発活動

ア. 学校教育における応急手当の指導

…小学校・中学校・高等学校における保健体育の授業等において、通報やケガ等の応急手当について、実習を重視した指導を行います。

(消防署・市・学校)

イ. 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

…現場におけるバイスタンダー^{※15}による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、AED^{※16}の使用も含めた応急手当について、消防機関との連携により、市民向けの講習機会の充実を図るなど普及啓発活動を推進します。

(消防署・市・学校)

※15 救急の現場に居合わせた人

※16 Automated External Defibrillator の略 自動体外式除細動器

2 救助・救急体制及び救急医療体制の確保

…救急医療機関、消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力のもと、救助・救急体制及び救急医療体制の確保を図ります。

(消防署・市)

第5節 交通事故被害者支援の推進

1 交通事故被害者の支援

…新潟県交通遺児基金や自動車事故対策機構が行う各種被害者救済対策等の周知を図ります。

また、新潟県交通災害共済制度の周知徹底と加入の促進を図ります。

(新潟県・市)

2 交通事故相談所の活用

…交通事故の被害者に、県の交通事故相談所や警察署の交通事故相談窓口を紹介するなど、交通事故相談活動の周知徹底を図ります。

(市)

第6章 計画の推進

1 関係機関・団体等との連携

計画の着実な推進と、各種の取組みが効果的、かつ継続的なものとなるよう、(一財)妙高地区交通安全協会及び各支部、老人クラブ連合会などの関係団体との連携を図り、交通安全の意識啓発を中心とした活動を行います。

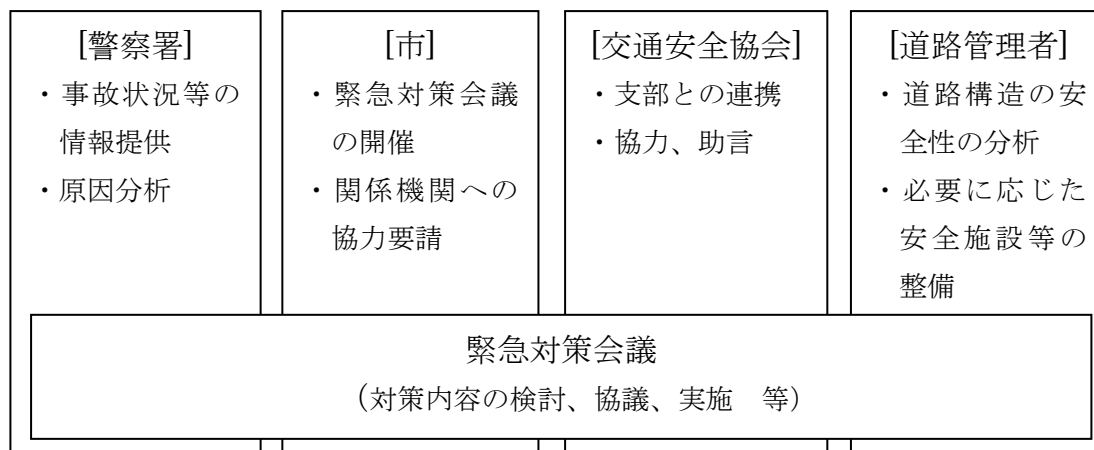
また、各種要望に対する道路交通環境の整備については、妙高警察署、国、県並びに庁内関係課との連携により、取り組みを進めます。

■ 関係団体等との連携による各季の交通安全運動での取組み

- ① 街頭立哨指導 …春、秋の全国交通安全運動
- ② 交通安全指導所 …夏の交通事故防止運動
- ③ 高齢者世帯訪問 …高齢者交通事故防止運動
- ④ 飲酒運転防止飲食店訪問 …冬の交通事故防止運動
- ⑤ 安全運転・チャレンジ100、いきいきクラブ・チャレンジ100
- ⑥ 横断歩行者を守る交通事故防止運動

■ 重大事故（市内での死亡及び重傷事故の連続発生等）続発時の対応

重大事故続発等



2 計画の進行管理

この計画の進行管理については、毎年度この計画に基づき、「妙高市交通安全実施計画」を策定し、交通事故発生状況、新潟県交通安全実施計画を勘案して、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

参 考 资 料

- ・交通安全対策基本法（抜粋）
- ・妙高市交通安全条例
- ・妙高市交通安全対策会議運営規程
- ・妙高市交通安全対策会議委員名簿
- ・妙高市交通安全対策会議幹事名簿

交通安全対策基本法（抜粋）

昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号

（市町村交通安全対策会議）

第 18 条 市町村は、市町村交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるため、条例で定めるところにより、市町村交通安全対策会議を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村交通安全対策会議を置くことができる。

3 市町村交通安全対策会議の組織及び所掌事務は、都道府県交通安全対策会議の組織及び所掌事務の例に準じて、市町村の条例（前項の規定により置かれる市町村交通安全対策会議にあつては、規約）で定める。

（市町村交通安全計画等）

第 26 条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第 1 項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第 4 項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第 2 項及び第 5 項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

(目的)

第1条 この条例は、妙高市の交通安全の確保について、基本理念並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、地域特性に配慮した交通安全対策を実践することにより、市民等の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市の区域内に居住する者並びに土地又は建物を所有する者及び管理する者をいう。

(2) 交通安全 陸上における交通安全をいう。

(基本理念)

第3条 交通安全の確保は、市民等の主体的な活動により達成されることを基本とし、国、県及び市の交通安全対策の推進が図られることにより、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市民等の交通安全を確保するため、交通安全意識の高揚、道路整備等の交通安全対策を講ずるものとする。

2 市は、交通安全対策を確保するにあたっては、警察署、道路管理者その他の必要な関係機関及び団体（以下「関係機関等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

3 市は、交通安全対策を実施するにあたっては、市民等に周知徹底を図り、その参画及び協力が得られるように努めるものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、市の交通安全対策に参画するとともに、自らの責任で生命、身体及び財産を守り、交通安全の確保に努めなければならない。

2 市民等は、町内会等の自治組織（以下「自治組織」という。）において、相互に協力し、実情に応じた交通安全の確保に努めなければならない。

(交通安全モデル地域の指定)

第6条 市長は、市の交通安全対策に関して必要があるときは、期間を定め交通安全モデル地域（以下「モデル地域」という。）を指定することができる。

2 市長は、モデル地域を指定したときは、広報紙等により周知しなければならない。

(モデル地域における活動)

第7条 モデル地域は、交通安全に関する啓発及び交通安全活動の推進に努めるものとする。

(交通安全施設等の整備)

第8条 市長は、交通安全の確保を図るため、特に交通安全対策が必要な国道及び県道並びに市道について、関係機関等に必要な措置を要請することができる。

2 市長は、自ら管理する道路の改良及び交通安全施設の整備を図るものとする。

(交通安全教育の推進)

第9条 市長は、市民等の交通安全意識の向上を図るため、年齢及び地域の実情に応じた交通安全教育の推進に努めるものとする。

2 市民等は、自治組織、家庭、学校、企業等の活動において、自主的な交通安全教育の推進に努めるものとする。

(交通安全対策会議)

第10条 市長は、関係機関等との連携を図り、交通安全対策を効果的に推進するため、妙高市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 会議は、交通事故の現状把握に努め、市の交通安全に関する総合的な施策を協議する。

(交通安全の指導員)

第11条 市長は、市民等の交通秩序を保持し交通事故を未然に防止するため、交通安全の指導員を置くことができる。

(情報の提供)

第12条 市長は、市民等の自発的な活動を促進するため、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、平成10年7月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第66号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、妙高市交通安全条例(平成10年新井市条例第23号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、妙高市交通安全対策会議(以下「会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織及び任期)

第2条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員の定数は30名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 知識経験者

(3) 諸団体の役職員

(4) 市の機関の職員

(5) その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第3条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(幹事)

第4条 会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が選任する。

3 幹事は、会議の事務について委員を補佐する。

(幹事会)

第5条 会長は、必要の都度、幹事会を開催し、事務を処理させることができる。

2 幹事会は、環境生活課長が招集し、議長となる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、環境生活課において処理する。

附 則

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年訓令第32号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年訓令第63号）
この規程は、平成17年1月1日から施行する。

妙高市交通安全対策会議委員名簿

区 分	所属等	役職	氏名
会長	妙高市長	—	入村 明
1号委員 関係行政機関の職員	北陸地方整備局高田河川 国道事務所道路管理第二課	課長	山本 登美男
	上越地域振興局 地域整備部維持管理課	課長	関 正巳
	新潟県警察妙高警察署 交通課	課長	工藤 紀行
	上越地域消防事務組合 新井消防署	署長	笹川 英治
2号委員 知識経験者	妙高市小中学校校長会	妙高高原北小学校長	岡田 和則
3号委員 諸団体の役職員	妙高地区交通安全協会	事務局長	望月 志伸
4号委員 市の機関の職員	妙高市建設課	課長	渡部 雅一
	妙高市福祉介護課	課長	岡田 雅美
	妙高市こども教育課	課長	松橋 守
5号委員 その他市長が適当と 認める者	妙高地区交通安全協会 新井支部	支部長	高橋 武文
	妙高地区交通安全協会 女性部会	部会長	風間 征子
	妙高地域交通安全協会 妙高支部	支部長	藤田 英夫
	妙高地区交通安全協会 妙高高原支部	支部長	池田 茂太郎
	市老人クラブ連合会	事務局長	岡田 春彦

妙高市交通安全対策会議幹事名簿

区分	所属機関	役職	氏名
幹事	北陸地方整備局高田河川 国道事務所道路管理第二課	専門官	北島 義則
幹事	上越地域振興局 地域整備部維持管理課	課長代理	平田 直哉
幹事	新潟県警察 妙高警察署交通課	交通管理係長	加藤 博章
幹事	妙高市建設課	建設係主査	小林 俊介
幹事	福祉介護課	高齢福祉係長	大野 貞治
幹事	こども教育課	学校教育係長	岩崎 和彦
幹事	環境生活課	生活安全係長	竹内 正則